

しょう

がい

しゃ

ぎやく

たい

# 障害者への虐待を

ふせ

# 防ぎましょう!



しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうし

## 「障害者虐待防止法」を知っていますか？

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうせいしきしょうがいしゃぎやくたいぼうししょうがいしゃようごしゃたいしえんとうかんぼう  
 障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法  
 りつぎやくたいしょうがいしゃけんりそんげんふせほうりつしょうがいしゃあんてい  
 律」)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定  
 したせいかつしゃかいさんかたすぎやくたいぼうしとくく  
 した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

## ひょっとしたら…と思ったら、迷わず通報を

しょうがいしゃかぞくしせつしよくいんかいしゃじぎょうぬしぎやくたい  
 障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されてい  
 るのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに市町の担  
 ききひとかかこしちょうたん  
 当窓口に通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協  
 りやくちいまはやたいおうしえんぎやくたい  
 力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待さ  
 かぞくもんたいかいけつ  
 れる家族などがかかえる問題の解決につながるのです。



## 通報や届け出をした人の情報は守られます

ぎやくたいつうほうひととどでひととくていじょうほうしんちょうとあつかしちょうしよくいんしゅひぎむか  
 虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市町の職員には守秘義務が課せられ  
 ています。また、つうほうしゃしせつしよくいんばあいつうほうりゆうかいこ  
 通報者が施設や職場の職員である場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名  
 つうほうつうほうないよううつ  
 による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

# 障害者虐待は絶対に許される ものではありません。

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、その他心身の機能の障害や社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活が困難で支援が必要な人を対象としています。障害者虐待手帳を取得していない場合も含まれます。

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。



## 対象となる障害者

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、その他心身の機能の障害や社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活が困難で支援が必要な人を対象としています。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

## 3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

**養護者による  
障害者虐待**

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

**障害者福祉施設  
従事者等による  
障害者虐待**

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

**使用者による  
障害者虐待**

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

「何人も、障害者に対し、虐待してはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。

# 障害者虐待の主な具体例

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。

## 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること。不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与えること。



### 例えば

- 「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- わざと無視する など

## 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加えること。正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。



### 例えば

- 平手打ちする
- 殴る
- ける
- 壁に叩きつける
- つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけどをさせる
- 不要な投薬で動きを抑制する
- 縛りつける
- 閉じ込める など

## 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。



### 例えば

- 性交、性器への接触
- 性的行為を強要する
- 裸にする
- キスする
- わいせつな言葉を使う など

## 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること。障害者から不当に財産上の利益を得ること。



### 例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に使う・運用する・施設へ寄付する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない など

## 放棄・放任(ネグレクト)

食事や排泄・入浴・洗濯などの身の世の世話や介助をほとんどせず障害者の心身を衰弱させること。

### 例えば

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など



# 養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待している側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。

## 養護者に対するサポート例

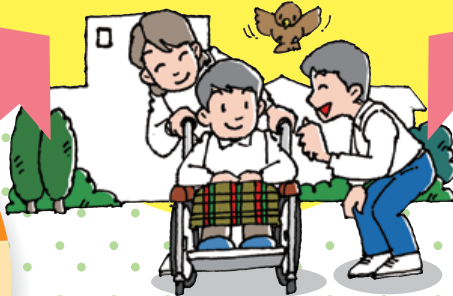
### 介護の負担を軽くする

短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者等の介護の負担を減らし、休息する時間をもてるようにする。

### 専門的な支援をする

養護者の障害や病気、経済的な問題があり支援が必要な場合、専門機関からの支援を行う。

## 家族などの養護者



### ストレスの軽減

カウンセリングの利用や家族会等への参加で精神的に追い詰められた養護者の心をいやしていく。

### 知識や技術を増やす

障害に関する介護技術や知識の不足が虐待につながらないように、技術や知識を提供する。

## 虐待を防止し、家族関係の回復や生活の安定をはかる

## 成年後見制度を活用しましょう

「成年後見制度」は知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度です。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市町長の判断で利用をはじめることができます。



山口県内の障害者の虐待に関する相談、通報、届出、お問い合わせ先一覧（令和3年度）

市町相談窓口

窓口	TEL	休日夜間（TEL）	FAX メール	
下関市障害者虐待防止センター	083-231-1959	083-231-1959	083-235-3210 shimoshoukikan@shimoshakyo.or.jp	
山陽小野田市障がい者虐待防止センター （山陽小野田市障害福祉課内）	0836-82-1170 0836-82-1159	0836-82-1111	0836-82-1210 shougai-fukushi @city.sanyo-onoda.lg.jp	
宇部市障害者虐待防止センター （宇部市地域福祉・指導監査課内）	0836-34-8393	0836-31-4111	0836-22-6028 chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp	
防府市障害者虐待防止センター （防府市障害福祉課内）	0835-25-2121	0835-23-2111	0835-25-2539 sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp	
山口市障がい者虐待防止センター （山口市障がい福祉課内）	083-934-2988	083-922-4111	083-934-4142 syougai@city.yamaguchi.lg.jp	
美祢市障害者虐待防止センター	0837-54-0039	090-1184-7830	0837-54-1232 soudanmine@gmail.com	
美祢市地域福祉課	0837-52-5227	0837-52-1110	0837-52-1490 fukushi@city.mine.lg.jp	
長門市障害者虐待防止センター （長門市地域福祉課内）	0837-23-1243	0837-22-2111	0837-22-3680 shogai@city.nagato.lg.jp	
萩市福祉支援課	0838-25-3523	0838-25-3131	0838-25-5103 syougai-fukusi@city.hagi.lg.jp	
周南市障害者支援課	0834-22-8463	0834-22-8332	0834-22-8464 shogaifuku@city.shunan.lg.jp	
下松市障害者虐待防止センター （下松市福祉支援課内）	0833-45-1835	0833-45-1700	0833-41-6220 fukushien@city.kudamatsu.lg.jp	
光市福祉総務課	0833-74-3001	0833-74-3000 （22時まで）	0833-74-3070 shougai@city.hikari.lg.jp	
		0833-72-1400 （22時以降）		
岩国市地域包括支援センター	0827-29-2566	0827-29-2566	0827-22-0928	
岩国市障害者支援課	0827-29-2522		0827-22-2814 shou-shien@city.iwakuni.lg.jp	
阿武町障害者虐待防止センター （阿武町健康福祉課内）	08388-2-3115	08388-2-3110	08388-2-2090 minsei09@town.abu.lg.jp	
柳井圏域障害者虐待防止センター	0820-52-2678	0820-52-2678 （080-8240-7520）		
柳井市社会福祉課	0820-22-2111		0820-23-7566	
周防大島町福祉課（身体・知的）	0820-77-5505		0820-77-5111 fukushi@town.suo-oshima.lg.jp	
周防大島町健康増進課（精神）	0820-73-5504		0820-73-0090 kenko@town.suo-oshima.lg.jp	
上関町保健福祉課	0820-62-0184		0820-62-1541 shakaifukushi@town.kaminoseki.lg.jp	
田布施町町民福祉課	0820-52-5810		0820-52-5967 fukushi@town.tabuse.yamaguchi.jp	
平生町町民福祉課	0820-56-7113		0820-56-5603 fukushi@town.hirao.lg.jp	
和木町地域包括支援センター	0827-52-2196		0827-52-2196	0827-52-7277 fukusi@town.waki.lg.jp

◇ 平日の17時以降及び休日については休日夜間窓口にご連絡下さい。

## 県相談窓口

窓口	TEL	休日夜間 (TEL)	FAX メール
山口県障害者権利擁護センター	083-902-8300		083-922-9915 yamaguchi-kenriyougo @jeans.ocn.ne.jp
山口県障害者支援課 在宅福祉推進班	083-933-2764		083-933-2779 a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

## その他相談窓口

窓口	TEL
山口労働局（雇用環境・均等室）	083-995-0390
みんなの人権110番	0570-003-110
山口県弁護士会	0570-064-490
リーガルサポート山口	083-924-5220
権利擁護センターぱあとなあ山口	083-928-6644
山口県地域福祉権利擁護センター	083-924-2845
山口県消費生活センター	083-924-0999